令和８年度　いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立黒井小学校

第１　いじめの防止等の対策の基本的な考え方

１　いじめの基本認識

（１）いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第２条より）

（２）教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識

① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。　（令和７年３月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より）

（３）具体的ないじめの態様（例）

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
② 仲間はずれ、集団による無視。
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
⑤ 金品をたかられる。
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

第２　学校の取組方針及びその内容

１　いじめの防止等の対策のための組織について

いじめの対応にあたっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等を組織的・実効的に行うために、その中核となる常設の組織として「いじめ対応チーム」を設置する。児童及び保護者に対しては、学校のいじめ対応チームの存在及び活動を周知する。

（１）「いじめ対応チーム」の役割

① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての対応

③ いじめの発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否の判断

⑤ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応

⑥「学校いじめ基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正

⑦「学校いじめ防止基本方針」における年間指導計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

⑧ 「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）

（２）いじめ対応チームの構成

チームの構成は以下の通りとする。

校長・教頭・いじめ担当・生活指導担当・養護教諭・学級担任・スクールカウンセラー

※ 個々のケースにより、外部専門家（学校問題サポートチーム、SSW、丹波市立教育支援センター 学校いじめゼロ支援チーム、教育相談室、丹波市福祉部子ども福祉課 家庭児童相談係、丹波警察署等）を含む。

２　いじめの未然防止

いじめは、どの児童、どの学級・学校にも起こり得るという認識、またどの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実に基づき、全ての教職員が日常的に積極的に未然防止に取り組む。学校におけるいじめの未然防止の取組は、新たな特別な教育ではなく、全ての児童が「学校に行きたい、学校が楽しい」と思える学校教育の原点に立ち返る取組と捉え、全力をあげて推進する。また、未然防止の取組の状況を定期的に点検・検証し、計画的・体系的にＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続する。

具体的には、「いじめを生まない土壌作り」を目指し、次のことに取り組む。

①「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

（教職員の共通理解・児童への日常的な働きかけ等）

② 児童一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。

（教職員の気づき・実態調査・定期的な教育相談等）

③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。

（自己肯定感、自己有用感の醸成・児童の自発的、自治的活動の支援等）

④ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

⑤ 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。

（人権教育の充実・道徳教育の充実・体験活動の推進・人間関係を構築する能力の育成・性同一障害等に関する正しい理解の促進等）

⑥ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。（情報モラル教育等の充実）

⑦ 教職員の不適切な認識や言動がいじめの「観衆」や「傍観者」を作ることがあることを自覚し、指導の在り方には細心の注意を払う。

⑧ いじめの未然防止にむけて保護者や地域へ積極的に働きかける。

（学校の指導方針、いじめの実態及びいじめ実態調査の結果分析の公表、いじめの問題性、家庭教育の大切さ等）

3　いじめの早期発見

早期発見の手立てとして認知能力を高めるために、次のような取組を行う。

① 日々の観察により、児童のわずかな変化を見逃さない。積極的に認知することを大切にし、必要な指導を行う。

② 定期的実態調査や面談、教育相談を実施する。

③ 児童、保護者、教職員等がいじめに関して相談・通報できる体制づくりに努める。

④ 児童一人ひとりが、いじめを許さないという強い気持ちを持ち、行動できる力を育成する。

4　いじめに対する措置

いじめを認知した場合、学校は次のことに留意しながら、迅速かつ組織的な対応を行う。

① いじめを発見した場合、いじめに関する相談を受けた場合は、いじめ情報を「いじめ対応チーム」に報告し、情報を共有する。

② いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先しながら、その保護者も含め継続的な心身の支援を行う。

③ 加害児童には、被害児童の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめ事実を正確に説明し、学校と協力して加害児童の継続的な指導及び支援を行う。

④ いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にするとともに適切に指導する。その際、いじめの対応に係る記録を残し、報告すべき内容を明確にしておく。

⑤ インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会・関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。

⑥ いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当期間（３カ月程度）な

く、その時点で被害児童が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。いじめが解消している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察する。

⑦ いじめに対する措置を行うに当たっては、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには細心の注意を払う。

いじめ対応の流れ

情報のキャッチ・・・・・・「いじめ対応チーム」の招集。

⇩

正確な実態把握・・・・・・当事者双方、関係者、周りの児童から聴き取り記録。

・複数で対応。
・誰が誰をいじめているのか。
・いつ、どこで起こったのか。
・どんな内容のいじめか。
・どんな被害を受けたのか。
・いじめのきっかけは何か。
・いつ頃から、どのくらい続いているのか。

⇩

指導体制、方針の決定・・・すべての教職員の共通理解。

・対応する教職員の役割分担。
・教育委員会や関係諸機関との連携。

⇩

児童への指導と支援・・・・ 被害児童 ・安全確保。
・心配や不安の除去。
加害児童 ・被害児童の傷ついた気持ち等の指導。
・人権意識の高揚。
「いじめは決して許されない行為」

⇩

保護者との連携・・・・・・直接会い、具体的な対策を説明。

・保護者との連携・協力。

⇩

今後の対応・・・・・・・・継続的な指導や支援。（少なくとも３カ月を目安）

・心のケア。
・日常的に注意深い観察、指導。（いじめが解消後も）
・誰もが大切にされる学級経営の推進

5　その他の留意事項

① いじめの防止等の取り組みに関する年間指導計画の策定

毎年「いじめの防止等に関する年間指導計画」を作成し、それをもとに年間を通じて取り組む。

② 校内研修の充実

いじめの防止等のためには、教職員の共通理解に基づく取組が不可欠であることから、学校基本方針や児童生徒の状況等、いじめ問題に関する校内研修を実施する。その際「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月文部科学省）や、「いじめ対応マニュアル〈改訂版〉－全ての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにー」（令和７年３月改訂版 兵庫県教育委員会）などを積極的に活用する。

③ 校務の能率化

教職員が児童の様子をきめ細やかに見守り、ゆったりとした気持ちで向き合うためには時間なゆとりが必要である。そのためには、校務全般の能率化を図り、その時間が確保できるように努めることが大切である。

④ 学校評価と教職員人事評価・育成システムの実施に当たっての留意事項

学校評価や教職員人事評価・育成システムを実施するにあたりいじめに関する項目を設ける。アンケート、個人面談、校内研修の実施状況等学校の実情を踏まえた具体的な取り組み状況や達成状況についてＰＤＣＡサイクルに基づき適切に評価することが大切である。

⑤ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの予防、防止、解決には学校だけではなく家庭や地域、教育委員会、関係諸機関との連携が不可欠である。そのために、日常の教育活動を通して情報交換を活発に行い、課題の解決に向けて話し合い、互いの信頼関係を高めておくことが重要である。具体的には、次のようなことに留意しながら教育活動にあたる。

ア）学校と家庭、地域が普段から気軽に自分達の思いを出し合える場の持ち方
（学級懇談会、学校運営協議会、地区別懇談会、PTA 役員会等の活用）

イ）日常の教育活動に対する双方向の意見交流
（通信内容の工夫やアンケート、行事感想等の生かし方）

ウ）地域ネットワークの活用
（見守りボランティア、社会体育指導者、子ども会、民生委員児童委員、アフタースクール指導員等から子ども達の気になる言動について連絡が入りやすい体制作り）

6　重大事態への対処

市教育委員会又は学校による調査

（１）重大事態の発生と調査

① 重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　等

○いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時（相当期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし一定期間連続して欠席している場合は、重大事態として捉える必

要がある。）

※ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

② 重大事態の報告及び判断

校長は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する。

③ 調査の趣旨および調査主体

〇調査の趣旨

・重大事態の調査は、重大事態に対処すること、及び同種の事態の発生の未然防止に資するために行う。

〇調査主体

・調査主体は、市教育委員会が判断することになっているが、学校が調査主体になった場合は、当該事案に対処する組織を決定する。市教育委員会が調査主体になった場合は、その調査に協力する。

④ 調査を行うための組織

〇学校が調査主体になる場合

・いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係がないことに留意する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

〇いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

・（４）の「いじめに対する措置」を確認し、慎重に聴き取りを行う。

・在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。

・その際、いじめられた児童や情報提供した児童を守ることを最優先する。

〇いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

・当該児童の保護者の要望・意見を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査に着手する。

・在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。

・児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施することが必要となる。その際は、『子どもの自殺が起きた時の調査の指針』（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にして調査する。

⑥ その他の留意事項

・学校又は市教育委員会が調査した結果、「重大事態」と判断した場合は、当初の調査資料を再分析したり、必要に応じ新たな調査を行ったりすることとする。

・学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。不登校事案については、さらに適応指導教室と連携して対応する。また、予断のない情報発信やプライバシーへの配慮に留意する。

（２）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に、調査の結果明らかになった事実関係を報告する。

・情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮した上で行う。

・学校が情報提供を行う場合、その内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を市教育委員会に求める。

② 調査結果の報告

・調査結果は市教育委員会を通して、市長に報告するものとする。前項の結果を踏まえ、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合は、当該児童及び保護者の所見を調査結果報告に添えることもできる。

７　資料の保管

資料の保管については、以下の通りとする。

① いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童生徒が卒業するまで学校が保管する。

② 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから５年間、学校が保管する。

③ いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから 10 年間、学校が保管する

④ 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。